

第6号議案

定款変更

一般社団法人 電子情報通信学会

通信インフラの多面的な機能を考慮した定款の変更について

【定款変更の背景・理由】

通信インフラには、豊かな生活、持続可能な社会づくり、我が国の国際競争力の維持向上を支える基盤整備、災害などを含む社会的諸問題への解決、文化や伝統の伝承等の多面的な機能があると考えられる。正式に部門として発足後、本部門は、研究開発により生み出されたこのような素晴らしい通信インフラをしっかりと支えていくことを大きなミッションと考えている。現状の定款（目的、事業）は、研究・開発の範囲での定義であり、この部分に通信インフラの多面的な側面も当会の守備範囲であることを示す必要があると考え、以下に示す変更を提案する。

【定款第2章 第3条（目的）の変更】

（現状）

第2章 目的および事業（目的）

第3条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

（変更案）

第2章 目的および事業（目的）

第3条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、学問、技術の進歩および成果の普及を図り、もって学術の発展と社会に広範な公益をもたらす通信インフラの発展に寄与することを目的とする。

【定款第2章 第4条（事業）の変更】

（現状）

第2章 目的および事業（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

(変更提案)

第2章 目的および事業（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会，討論会，講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問，技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. 電子工学および情報通信または関連事業の普及および政策提言
 - リ. 電子工学および情報通信に関する人材育成，教育および資格認定
 - ヌ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

【定款 第3章の変更（会員種別として特別会員を追加）】

第3章 会員

ト. 特別会員 本会の部門で行う事業に協力するため入会する法人で、理事会の決議を経て推薦された者

【定款 第9章 第43条の変更（部門の追加）】

第9章 委員会等

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ、部門（以下、委員会等という）を置くことができる。

以上